

# 山梨県公報

第六百四十八号

令和八年

四月二十日

月曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定の予定
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 道路の供用開始
- 道路の区域変更
- 換地計画の決定
- 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

### 公告

### その他

# 告 示

## 山梨県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町身延字上ノ山四二二〇（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山梨県告示第百二十六号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十九年山梨県告示第三百七十八号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項第二号に定める当該汚染による人の健康の被害が生じ、又は生ずるおそれなくなつたと認めるため、同条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一及び二千四十一番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

## 山梨県告示第百二十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一及び二千四十一番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

### 山梨県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和八年五月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス 公園線	南巨摩郡早川町小縄字恩房 二一番一地从先から 南巨摩郡早川町小縄字恩房 一九番一地从先まで	一一三・四	令和八年四 月二十日

山梨県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年五月十一日まで一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町中之倉字霖間二二六六番 一地先から 南巨摩郡身延町中之倉字西夏作二二一四 番四地先まで	九・七〇 一四・九	七・二〇 一四・九		四六・一

# 公 告

## ◎ 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業（山地区 山一工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年四月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和八年四月二十一日から令和八年五月二十二日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年六月八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年十月十九日まで

# その他

## 山梨県議会訓令第甲第三号

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月二十日

山梨県議会議長 宮 本 秀 憲

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年山梨県議会訓令第甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二条一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。